

IPMモータ中国エネルギー効率ラベル規制対応についてのお知らせ

平素は三菱電機IPMモータをご愛顧頂き、厚く御礼申し上げます。
さて、このたびIPMモータの中国エネルギー効率ラベル規制対応についてお知らせ致します。
今後とも三菱電機IPMモータを宜しくお願い申し上げます。

記

1. 概要

2020年4月29日に中国当局より「永久磁石同期電動機のエネルギー効率ラベル実施規則」が公開されました。これにより、永久磁石同期電動機は2020年7月1日より中国通関の際に誘導電動機と同様にエネルギー効率ラベルの表示が必要となる場合があります。本規制内容と弊社対応についてご連絡いたします。

2. 永久磁石同期電動機のエネルギー効率ラベル実施規則

(1) 規制内容

本規制は中国国内で販売される永久磁石同期電動機にエネルギー効率ラベルの表示を求めるものとなります。エネルギー効率ラベル取得のためには、モータ効率が「GB30253-2013」規格に記載されている効率基準値を満足する必要があります。

本規制は2020年7月1日から実施されますが、2020年7月1日より前に製造又は中国へ輸入された製品は、2021年7月までエネルギー効率ラベルの表示を延期することができます。

(2) 対象機種

以下条件に当てはまるインバータ駆動永久磁石同期電動機が対象となります。

- ・ 定格回転数 500～3000r/min
- ・ 定格出力 0.55～90kW
- ・ 定格電圧 1000V 以下

弊社製品では以下のIPMモータが対象となります。

- ・ MM-EF シリーズ (0.4kW、110kW は除く)
- ・ MM-EFS シリーズ

発行 日付	2020年7月	件 名	IPMモータ中国エネルギー効率ラベル 規制対応についてのお知らせ	三菱電機株式会社名古屋製作所 〒461-8670 名古屋市東区矢田南5-1-14 Tel (052) 721-2111大代表
----------	---------	--------	-------------------------------------	--

(3) 規制対象外の条件

下記①、②のいずれかの条件に該当する場合は、エネルギー効率ラベルの表示が免除されます。

①「永久磁石同期電動機のエネルギー効率ラベル実施規則」1.2項では以下の場合、本実施規則の対象外になると定められています。

- ・モータがファン、ポンプ、コンプレッサー等の機械に組み込まれており、モータ単独で試験できない場合（※1）
（※1）輸出者（装置であれば装置メーカー）にてご判断頂くこととなります。

「磁石同期電動機のエネルギー効率ラベル実施規則」は下記 Web サイトよりご覧いただけます。（中文）
<https://www.energylabelrecord.com/ggtz/display.htm?contentId=e89328b9f25a408091cd3e065d242ca5>

②「エネルギー効率標識管理弁法（「永久磁石同期電動機のエネルギー効率ラベル実施規則」の上位規則）」
第十一条（七）（八）では以下に該当する製品は、エネルギー効率ラベルの表示が免除されると定められています。

- ・エンドユーザーがメンテナンス目的に必要な製品（＝保守用途）
- ・工場の生産ラインや生産ラインをサポートするために必要な製品（＝工場設備用途）

「エネルギー効率標識管理弁法」は下記 Web サイトよりご覧いただけます。（中文、PDF ファイル）
<https://www.ndrc.gov.cn/xgk/zcfb/fzggwl/201603/W020190905495017011772.pdf>

モータ単品で中国へ輸出する場合、通関時にエネルギー効率ラベルの表示が上記理由により免除となる製品である旨を記載した資料が必要となる場合もありますので、輸入者（輸出者）にてご準備頂きますようお願い申し上げます。

3. 弊社対応

弊社 IPM モータは、現時点ではエネルギー効率ラベルを取得する予定はございません。
ご理解頂きますようお願い申し上げます。

以上